

会 議 記 録 （ 1 ）

会議名称	令和８年度第２回北本市公共施設等総合管理計画推進審議会		
開会及び 閉会日時	令和８年８月２４日（月） 午後２時３０分 開会 午後４時３０分 閉会		
開催場所	北本市役所 庁舎３階 会議室３－Ｂ		
会長氏名	山崎 寿		
出席委員 (者)氏名	山崎 寿 岩田 俊子 佐藤 利彦 青木 三幸 高谷 定男	小宮山 節男 眞下 美佐子 内田 彰 諏訪 千加子	新島 一彦 木下 佳徳 福島 孝助 菅野 明雄
欠席委員 (者)氏名	山口 修		
説明者の 職 氏 名	政策推進課 施設再編担当 主査 戸塚 千晶		
事務局職 員職氏名	政策推進部部長 福島 弘行 政策推進課課長 藤原 雅臣 施設再編担当 主査 戸塚 千晶 主任 重森 康衣		
会 議 次 第	1 開会 2 議題 (1) 北本市公共施設等総合管理計画の改訂について 3 閉会		
配布資料	資料１ 北本市公共施設等総合管理計画見直し（案） 資料２ 北本市公共施設等総合管理計画 新旧対照表 資料３ 北本市公共施設等総合管理計画の改訂について（概要版）		

藤原課長	1 開会 【山崎会長あいさつ】 2 議題
藤原課長	次第2、議題に入ります。議長につきましては、北本市公共施設等総合管理計画推進審議会規則第5条第1項の規定に基づき、会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行につきまして、よろしくお願いします。
山崎会長	それでは、議長として議事を進行します。 まずは、これからの会議において、事務局から事前に諮るべき事項はありますか。
藤原課長	事務局からは、皆様にこの会議の公開と資料の閲覧について決定していただきたいと考えております。 具体的には、北本市附属機関等の会議の公開に関する規則第2条において「附属機関等の会議の公開又は非公開の決定は、附属機関等の長が当該会議に諮って行うものとする」としており、同規則第5条において、「会議に提出された資料は、当該会議に諮り、その同意を得た上で、傍聴人に閲覧させることができる」。ただし当該資料に個人情報などの「非公開情報」が含まれているときは、非公開とすることができる旨が定められています。 今回の審議事項は、総合管理計画の改訂についてであり、審議内容に個人情報などの非公開情報は含まれないことから、会議を公開とすること、また資料の閲覧を認めることについて、委員の皆様には諮らせていただきたいと考えております。
山崎会長	事務局から説明がありました会議の公開と資料の閲覧について意見等はございますか。
各委員	【意見なし】

会 議 記 録 （ 3 ）

山崎会長	特に意見等がなければ、審議内容に個人情報などの非公開情報が含まれることは想定されないことから、会議を公開するとともに資料の閲覧を認めることとしてよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
山崎会長	それでは、今回の審議事項については、会議の公開と資料の閲覧を認めることとします。 本日の議題に進むため、事務局には傍聴人への御案内をお願いします。 【傍聴人を傍聴席へ案内】 (1) 北本市公共施設等総合管理計画の改訂について
山崎会長	議題（１）について事務局より説明をお願いします。
戸塚主査	【資料１・２・３に基づき説明】
山崎会長	事務局から議題（１）の説明が終わりました。 審議に入る前に、令和８年度第１回審議会において青木委員と高谷委員から出された意見に対する事務局の対応を報告してください。
戸塚主査	まず、青木委員からの御指摘事項への対応について御報告します。 １点目は、８ページにおいて「同類型市」について注釈を追加すること、２点目は、１５ページ及び１６ページのグラフにおいて、児童・生徒数が減少している学校の折れ線を赤系統の色に修正すること、そして３点目は、２５ページにおいて、栄小学校の閉校に関する誤植を修正することです。これらについて、資料１「北本市公共施設等総合管理計画見直し（案）」のとおり修正を行いました。 次に、高谷委員から、９ページのグラフについて、「同類型市」は全国の平均ではなく、県内の平均としたほうが分かりや

会 議 記 録 （ ４ ）

	すいと御意見をいただき、事務局からは「修正を行う」と回答しておりました。しかし、以下の理由から、資料１のとおり、全国の平均を採用しております。 決算カードに記載されている「類型」は、人口及び産業構造により設定されており、都市は 16 類型に区分されています。本市は、2015 年度まではⅡ－１に区分されていましたが、2016 年度以降はⅡ－３に区分されています。他の自治体においても、人口及び産業構造の変化により類型が変更される場合があります、県内の平均を掲載するためには、15 年間にわたる県内他市町の類型の推移を確認する必要があります。 また、年度によって該当する自治体が異なることを注記すると、図表が煩雑になることが想定されます。 さらに、今後、計画を見直す際にも、継続的かつ簡易にデータを取得できるようにしておくことが望ましいと考えております。 以上の理由から、資料１のとおり、現行計画と同様に、総務省の公的資料を出典とし、全国の同類型市の平均をグラフに掲載することといたしました。 事務局からの報告は以上です。
山崎会長	それでは、審議に入ります。青木委員と高谷委員からの指摘事項に対する事務局対応も含め、意見や質問等、発言のある方は挙手をお願いします。
青木委員	資料１の 12 ページにおいて、「今後は、居室を有しない建築物についての耐震化率の向上に努めます」と記載されていますが、市民にとっては、「居室を有しない建築物」が市内にどの程度あるのか分かりません。簡単な説明で構いませんので、「何棟」「何箇所」といった具体的な数を記載してはどうでしょうか。 また、資料１の 17 ページ「図 2-12：子育て支援施設状況（保育所）」については、深井保育所の折れ線を赤色にしてはどうでしょうか。資料１の 22 ページ「図 2-15：公共施設等の有形固定資産減価償却率の推移」についても、公共施設の折れ線を赤色にしたほうが、より分かりやすいと思います。
戸塚主査	居室を有しない建築物についての記載は、「北本市住宅・建

青木委員	建築物耐震改修促進計画（2026 年度～2030 年度）」から引用しております。資料 1 の 14 ページの脚注 14 に記載のとおり、「旧耐震基準」の居室を有しない建築物には倉庫等も含まれます。建築開発課において概数は把握しておりますが、対象となる建築物の定義上、厳密な全数の把握は困難です。そのため、具体的な棟数等を記載することは難しいと考えております。 なお、グラフの色については、御指摘のとおり修正します。 承知しました。 （福島委員、用務のため退席）
山崎会長	他に、質問や意見等はございますか。
小宮山委員	資料 1 の 4 ページにおいて、「本計画の対象施設は、公共下水道事業施設の中丸中継ポンプ場及び公園施設を除く建築物である『公共施設』と記載されていますが、「図 1-3：本計画の対象施設」では、対象施設として公園も色付けされています。本文の説明と一致しないのではないのでしょうか。
戸塚主査	公園施設の建築物は、「公共施設」ではなく「インフラ施設」に分類しています。本文の修正又は注釈の追加等により、記載方法を見直します。 なお、現行計画における公共施設等の将来費用の試算では、公園を除いて将来費用及び投資的経費等の平均額を試算しておりましたが、資料 1 の 28 ページ及び 29 ページに記載のとおり、今回の改訂から公園も含めて試算しております。
山崎会長	他に、質問や意見等はございますか。
木下委員	昨今、部材費等も高騰していますが、金利環境も変化してきています。 最近の金利環境について、弊行で把握している自治体の調達金利の推移についてお伝えしますと、2024 年度には「5 年以内」の起債が 0.95%、「10 年～15 年」は 1.3%でしたが、2025 年度には「5 年以内」が 1.39%～1.4%、「10 年～15 年」

会 議 記 録 （ 6 ）

	は2.64%となっており、調達金利が上昇しています。 北本市では起債を抑制しているため、金利上昇による影響は限定的であると思いますが、将来費用を試算するに当たっては、金利上昇も加味したほうが、より精緻な数値になると考えますので、参考にしていただければと思います。
戸塚主査	昨今、利率が上昇している状況も踏まえ、財政課と調整を行った結果、現行計画では財政上の上限額を12.8億円としていましたが、見直し（案）においては、財政上の上限額を12.0億円としました。 なお、本市の財政計画における公債費の推計においても、年度や償還期間によって金利が変動することから、推計に当たっては利率を考慮せずに試算しております。
山崎会長	他に、質問や意見等はございますか。
内田委員	公民館の管理運営に携わっている者として、一言申し上げます。公民館は住民の教養を高める場所であり、健康づくりや住民同士のつながりを作る役割があります。今後、計画を進めるうえでは、ぜひ公民館の利用者や地域住民の声を聞いていただき、関係者が置き去りにならないよう配慮していただきたいです。
戸塚主査	本計画の改訂後、適正配置計画の見直しを行う際は、ワークショップ等を開催することを予定しておりますので、市民の皆様と一緒に適正配置の方向性について再検討していくことを考えております。
山崎会長	公民館は大規模改修を実施できておらず、外壁の爆裂等、施設の劣化が進んでいます。しかし、所管課の職員は、施設のメンテナンスに関する専門的な知識が不足しており、組織としての対応方針やマニュアル等を整備していく必要があると考えます。 事務局には、現場の職員に任せるだけでなく、維持補修について組織的に対応できる体制づくりについても進めていただきたいです。 他に、質問や意見等はございますか。

佐藤委員	資料3「北本市公共施設等総合管理計画の改訂について（概要版）」の7ページにおいて、「年少人口及び生産年齢人口いずれも減少傾向となっており、2055年の年少と生産年齢の合計人口は24,149人と、2025年の43,434人から約半減する見込みです」と記載があります。このように、将来的に年少人口及び生産年齢人口が大幅に減少することが見込まれているなかで、実際に半減した場合には、市としてどのような施策を講じることになるのか、教えてください。
戸塚主査	生産年齢人口の減少により市税収入が減少する一方、老年人口の増加等により、扶助費の増加が想定されます。扶助費には、事業の内容に応じて国や県からの負担金・補助金等が充てられていますが、市の一般財源による負担も生じます。そのため、扶助費が市の財政では支えられない規模まで増加した場合には、各事業に優先順位をつけ、事業の数や内容を見直していくことが想定されます。 実際、久喜市では令和8年8月3日に「財政緊急対策・再建宣言」を発出し、将来の財政危機を未然に防ぐため、全庁を挙げて行財政改革に取り組むことを表明しています。 今後も市の各事業を維持していくためにも、本計画のとおり公共施設等に係る費用の削減に取り組んでいます。 人口の増加とともに公共施設数を増やしてきましたが、人口減少の将来予測を踏まえ、公共施設の総量を最適化していきます。
佐藤委員	人口の減少に合わせて施設数を減らすのではなく、人口が減少していくなかでも、既存の公共施設をどのように維持していくのかについて考えるべきではないでしょうか。市として、人口を増やすための施策については、考えていないのですか。
藤原課長	日本全体で人口が減少しており、人口減少は本市だけで生じている問題ではありません。すでに人口減少は避けられない局面となっており、今後も継続的な人口減少と少子高齢化が見込まれています。 このため、本市に「住む人口」だけに着目せず、本市に「関

	わる人口」を増やしていこうという視点から、第六次北本市総合振興計画では「定住人口の維持及び交流人口及び関係人口の増加」を掲げ、まちづくりの方向性の一つとしております。
佐藤委員	県内には、人口が増加している自治体もあると思います。人口が増加している自治体がどのような施策を講じているのか調査し、参考にできる取組があれば、北本市でも積極的に導入していくべきではないでしょうか。
藤原課長	人口増減は、出生者数と死亡者数の差による「自然増減」と転入者数と転出者数の差による「社会増減」で構成されています。ここ数年、本市においても、社会増が生じていますが、それを上回る自然減により、総人口は減少している状況です。 埼玉県内の人口動態をみると、東京都や県南部の地価高騰等を背景として、南から北へ人口が移動している傾向がみられます。自然減によるマイナスを上回る社会増が生じている自治体もあり、そのような自治体と同様に、人口移動の受け皿となる宅地開発を進める施策を講じることができれば望ましいのですが、本市は市域が狭く、新たな宅地を開発するには限界があります。 このため、先ほども御説明しましたとおり、第六次北本市総合振興計画では、定住人口の「増加」ではなく「維持」を目標としつつ、「交流人口」の増加により市内経済の活性化を図り、「関係人口」の輪を広げることで地域課題の解決を図る方向性としています。
佐藤委員	団地に住んで 50 年以上になります。住む人が増え、「町」から「市」へと変わっていく様子や、反対に人が離れ、住む人が減っていく様子も見てきました。個人的には、北本市の人口が増えてほしいと考えています。人口を増やすための方法について引き続き模索していただきたいです。
山崎会長	日本全国で人口が減少しているため、北本市だけ人口を伸ばしていくことはなかなか難しいと思います。 他に、質問や意見等はございますか。
高谷委員	今回の改訂では、数値目標として公共施設の延床面積を

	2056 年度までに 50%削減することを維持しつつ、適正配置計画の早期見直しに着手するという方向性を採用していると思います。 しかし、資料 1 の 35 ページでは、本文を読まないで「適正配置計画の早期見直しに着手する」という方向性が分かりません。市民は、枠で囲まれた「50%削減」という部分だけを確認し、本文まで読まない可能性があります。枠内に「適正配置計画の早期見直し」についても記載したほうが分かりやすいのではないのでしょうか。 また、資料 1 の 9 ページにおける財政力指数及び経常収支比率の年度別推移において、県内の同類型市ではなく全国の同類型市を掲載する理由の一つとして、「県内の平均を掲載するためには、15 年間にわたる県内各市町の類型の推移を確認する必要があります」と説明がありました。 しかし、そもそも 15 年分の推移をグラフに掲載する必要があるのでしょうか。掲載する期間を短くすることで、県内の同類型市との比較が可能になるのであれば、そのような方法も検討してはいかがでしょうか。
戸塚主査	掲載年数については、現行計画と同様に 15 年間とすることを想定しています。また、先ほども御説明しましたが、本計画は計画期間が 40 年間となっており、今後の改訂においても継続的に同じ資料から数値を取得していくことが望ましいことから、公的資料である総務省の決算カードに記載されている全国の同類型市の平均値を採用しております。
高谷委員	資料 1 の 26 ページ「表 2-9：会計別投資的経費等の平均額（単位：千円）」では、合計額が財政上の上限額を超えている年度があります。理由を教えてください。
戸塚主査	2023 年度は新中央保育所の整備、2024 年度は栄市民活動交流センターの整備が行われた年度です。 金額だけを見ると財政上の上限額を超えていますが、いずれも有利な地方債を活用したうえで整備を行っており、地方債の活用によって市の実質的な財政負担を抑えております。
高谷委員	資料 1 の 28 ページ「表 2-10：公共施設マネジメント実施計

	画における公共施設延床面積削減目標（10 年毎）」において、第 4 期の想定延床面積は「84,965 ㎡」と記載されていますが、「84,965 ㎡」のなかには、中学校 1 校と小学校 4 校が含まれているのでしょうか。
戸塚主査	「84,965 ㎡」のなかには、中学校 1 校と小学校 4 校が含まれていますが、資料 1 の 29 ページに記載のとおり「小学校校舎についての更新の際は、現在の 6 割の延床面積での建替え」を想定した延床面積となっています。
高谷委員	現行計画では、資料編として将来費用の試算条件等を掲載しています。資料 1 においても、試算に用いた単価等の条件について資料を掲載したほうが、試算の前提が分かりやすくなるのではないのでしょうか。
戸塚主査	巻末資料につきましては、現在、調整を進めています。掲載内容としては、現行計画と同様に、諸費用の試算に用いた単価の設定や公共施設の位置図等を掲載する予定です。 パブリック・コメント手続を実施する際には、見直し（案）に単価設定等に係る巻末資料も公表し、意見を募集します。
菅野委員	現実問題として、北本市に限らず、全国の市町村が人口減少の問題に直面しており、今後、財政状況が厳しくなっていくことが見込まれています。各自治体において、公共施設等に関する厳しい計画を策定し、施設の規模を縮小せざるを得ない状況を考えると、市町村の枠を超えた施設利用についても検討を進めていくべきではないのでしょうか。 近隣市町が連携し、公共施設を相互に利用できるようにすることで、施設を効率的に活用しながら、近隣市町全体として住民サービスを維持していくことができると思います。
山崎会長	大規模な施設は維持管理にも多額の費用がかかるため、近隣市町と相互に施設を利用するという観点は重要だと思います。
藤原課長	現在も広域行政の一環として、鴻巣市、桶川市との間で「公の施設の相互利用」を実施しています。

	例えば、北本市民は、鴻巣市の図書館やクレアこうのす、桶川市の図書館や市民ホール等を利用することができます。 今後も住民サービスを維持していくためにも、当該制度のさらなる周知を図るとともに、近隣市と連携・協力を継続していきます。
高谷委員	資料１の第２章「本市の現状と課題」には、公共施設の利用状況の推移のグラフが示されています。現在も施設の相互利用の取組を実施しているにもかかわらず、見直し（案）のとおり厳しい将来予測が示されているのであれば、制度の周知により相互利用が促進される可能性はありますが、既存制度のままでは効果はあまり期待できないのではないのでしょうか。
藤原課長	財政上、市内の公共施設数を維持していくことは非常に厳しい状況になることが見込まれているため、本市では、本計画のとおり、公共施設の延床面積を削減する計画としております。 御指摘のとおり、相互利用の取組は従前から実施しておりますが、施設数の減少によって市民サービスが低下することがないように、現在の協力体制をこれまで以上に有効活用していくことが今後は非常に重要になると考えております。
山崎会長	会議終了時間も近づいておりますので、ここで議題（１）について、採決を行います。 事務局が作成した案のとおり、パブリック・コメント手続を実施することとしてよろしいでしょうか。
各委員	【賛 成】 ７名 【反 対】 ０名 【判断保留】 ４名（新島委員、眞下委員、佐藤委員、高谷委員）
山崎会長	賛成多数により、議題（１）「北本市公共施設等総合管理計画の改訂について」は、事務局が作成した案のとおりパブリック・コメント手続を実施することを承認します。ただし、委員から指摘のあった箇所については修正をお願いします。 以上をもちまして、本日の議事を終了します。 会議の進行を事務局にお返しします。

藤原課長	3 閉会 委員の皆様、本日はどうもありがとうございました。 判断を保留にされた委員の方もいらっしゃいましたので、後ほど事務局から判断を保留にされた理由について聞き取りをさせていただければと思います。 御指摘をいただきました箇所については修正を行い、9月議会への説明を経て、パブリック・コメント手続を実施します。実施期間は、10月8日（木）から11月6日（金）までの1か月間を予定しております。 今回は、12月18日（金）の開催を予定しております。次の会議では、パブリック・コメントで寄せられた意見の反映及び答申書について、御審議いただく予定です。 机上に日程調整及びアンケート用紙を配布しておりますので、御回答のほどよろしくお願いします。 本日は、長時間にわたり、北本市公共施設等総合管理計画の改訂について御審議いただき、お疲れ様でした。 以上をもちまして、令和8年度第2回北本市公共施設等総合管理計画推進審議会を閉会します。ありがとうございました。
------	--